事業主・社会保険事務担当の皆さまへ

「日本年金機構からのお知らせ」社会保険事務のポイント Vol.3

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、「年収の壁・支援強化パッケージ」に取り組んでいます。

今回は、令和５年10月から開始している「年収の壁・支援強化パッケージ」における「130万円の壁」への対応の「事業主の証明」の書き方および留意点と「106万円の壁」への対応の「社会保険促進手当」の留意点を説明します。

Ⅰ．「130万円の壁」への対応について

社会保険の被扶養者となっている方が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる対応をします。

扶養に入りながら働いている方を雇用している事業主の方は、従業員から収入が一時的に上がったことの証明を求められた場合は、「Ⅱ．証明書記載の留意事項」をご確認いただき、証明をしていただくことで、従業員が引き続き扶養に入り続けることが可能となります。

なお、認定時においては、「被扶養者（異動）届」に添付し、提出してください。

Ⅱ．事業主証明書記載の留意事項

証明書を記載する上での留意事項を以下に記載しますので、作成時にご留意ください。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※1については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満※2です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※１　新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※２　60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※3		令和　　年　　月　　日
被保険者	（フリガナ） 氏　　名	
	被保険者等記号・番号	
被扶養者	（フリガナ） 氏　　名	
	被保険者等記号・番号	

※３　被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒　　－
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
雇用契約等により本来想定される年間収入	円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和　　年　　月　から 令和　　年　　月　まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	円

※４　本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※５　記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。

【従業員の方の記載欄】
被保険者（厚生年金保険・健康保険に加入されている方）の氏名、被保険者等記号・番号と被扶養者（被保険者の配偶者等）の氏名、被保険者等記号・番号を記載ください。

なお、認定の際に日本年金機構に提出する場合は、被保険者等記号・番号の記載は不要です。

【事業主の方の記載欄】
被扶養者の方が働いている事業所の所在地とその名称を記載してください。

裏面：「事業主の証明による被扶養者認定」と「社会保険適用促進手当」のよくある質問

日本年金機構
Japan Pension Service

Ⅲ．事業主の証明による被扶養者認定のよくある質問

問　事業主の証明による被扶養者認定の円滑化は、どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか。
答　一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、
・当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
・当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース
・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース
・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケースなどが想定されます。
一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められません。

問　事業主の証明はいつ提出するのですか。
答　被扶養者（異動）届の申請をする際または、医療保険者にて収入確認をする際にご提出いただきます。

Ⅳ．「106万円の壁」への対応

短時間労働者への社会保険の適用を促進するため、労働者が社会保険に加入するにあたり、事業主が労働者の保険料負担を軽減するために「社会保険適用促進手当」を支給することができることとしました。同手当は、いわゆる「106万円の壁」の時限的な対応策として、臨時かつ特例的に労働者の保険料負担を軽減すべく支給されるものであることから、社会保険適用にともない新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しないこととします。
具体的には、「被保険者取得届」等を作成いただく際、報酬月額に含めないようお願いいたします。

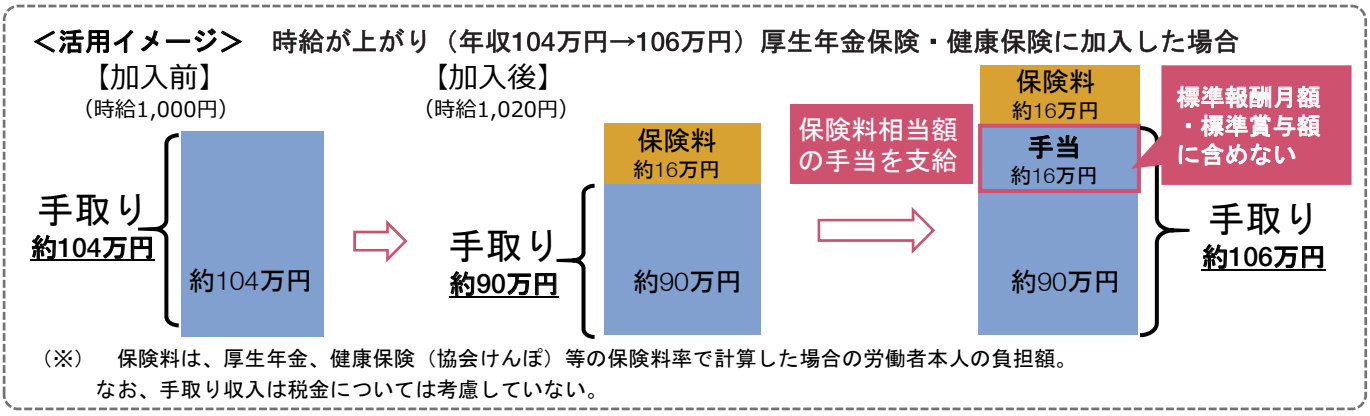

（※）　保険料は、厚生年金、健康保険（協会けんぽ）等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

Ⅴ．社会保険適用促進手当よくある質問

問　手当はどのような名称にすれば良いでしょうか。
答　標準報酬月額等の算定から除外する場合は、当該算定除外について事後的な確認が可能となるよう、「社会保険適用促進手当」の名称を使用するようお願いします。

給与明細書

給与支払年月	総支給額	基本給	時間外手当	**社会保険適用促進手当**
令和５年12月	115,000	100,000	5,000	10,000
令和６年１月	116,000	100,000	6,000	10,000

標準報酬月額等の算定から除外する場合は、手当の名称は、「社会保険適用促進手当」とするようお願いします。

ご不明な点がある場合は

「年収の壁突破・総合相談窓口」にご相談ください。
（電話番号　0120－030－045）

年収の壁に関する厚生労働省HPはこちら

2312 1017 006